

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（新旧対照）

（参考）

改正後	改正前
<p>日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定</p> <p>(本文略)</p> <p>附属書 I 日本国の関税及び関税に関連する規定</p> <p>第 A 節 (略)</p> <p>第 B 節 日本国の関税に係る約束</p> <p>第一款から第三款まで (略)</p> <p>第四款 農産品セーフガード措置</p> <p>1 から 8 まで (略)</p> <p>9 牛肉についての農産品セーフガード措置</p> <p>(a) (略)</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定</p> <p>(本文略)</p> <p>附属書 I 日本国の関税及び関税に関連する規定</p> <p>第 A 節 (略)</p> <p>第 B 節 日本国の関税に係る約束</p> <p>第一款から第三款まで (略)</p> <p>第四款 農産品セーフガード措置</p> <p>1 から 8 まで (略)</p> <p>9 牛肉についての農産品セーフガード措置</p> <p>(a) 日本国は、2 の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SGI*」又は「SGI**」を掲げる品目に該当する原産農産品について、(b) に定める条件が満たされる場合のみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。</p>

(b) 日本国は、次の全ての条件が満たされる場合にのみ、(a)の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(i) 各年におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超えること。

(A) 一年目については、(k)に定める発動水準

(B) 二年目については、二十四万二千メートル・トン

(C) 三年目から九年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたもの

(D) 十年目から十四年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を二千四百二十メートル・トン引き上げたもの

(E) 十五年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたもの

(ii) 四年目及びその後の各年については、アメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品及び二千十八年三月八日

(b) 日本国は、各年におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が次に定める発動水準を超える場合にのみ、当該原産農産品に対して(a)の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(i) 一年目については、(k)に定める発動水準

(ii) 二年目については、二十四万二千メートル・トン

(iii) 三年目から九年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたもの

(iv) 十年目から十四年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を二千四百二十メートル・トン引き上げたもの

(v) 十五年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたもの

にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）の締約国（原署名国に限る。）からのCPTPPの規定に従ってCPTPPにおける原産品とされる産品（以下「CPTPP原産品」という。）であつて日本国の表の「実施区分」欄に「SGT*」又は「SGT**」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準（以下「CPTPP発動水準」という。）を超えること。

(A) 四年目については、六十三万七千二百メートル・トン

(B) 五年目については、六十四万九千メートル・トン

(C) 六年目については、六十六万八百メートル・トン

(D) 七年目については、六十七万二千六百メートル・トン

(E) 八年目については、六十八万四千四百メートル・トン

(F) 九年目については、六十九万六千二百メートル・トン

(G) 十年目から十四年目までの各年については、当該年

の前年の C P T P P 発動水準を五千九百メートル・トン引き上げたもの

(H) 十五年目及びその後の各年については、当該年の前年の C P T P P 発動水準を一万千八百メートル・トン引き上げたもの

(iii) 四年目から九年目までの各年については、当該年におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が、当該年の前年におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸入数量を超えること。

(c) (略)

(d) (略)

(c) (b)の規定にかかわらず、日本国及びアメリカ合衆国は、四年目の前半の終わりまでに、また、いずれかの締約国の要請によりいつでも、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置の五年目及びその後の各年における適用の条件を修正するために協議する。協議の結果として修正された条件は、日本国とアメリカ合衆国との間の書面による合意により効力を生ずる。

(d) (i) 「SGI*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、

3 (c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(A) 一年目及び二年目については、三十八・五パーセント

-
- (B) 三年目から九年目までについては、三十パーセント
- (C) 十年目から十三年目までについては、二十パーセント
- (D) 十四年目については、十八パーセント
- (E) 十五年目及びその後の各年については、
- (1) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率をパーセント引き下げたもの
- (2) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの
- (ii) 「SGT**」を掲げる品目に該当する原産農産品に關し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (A) 一年目及び二年目については、三十八・五パーセント
- (B) 三年目については、三十二・七パーセント
- (C) 四年目については、三十・六パーセント
- (D) 五年目から九年目までについては、三十パーセント
- (E) 十年目から十三年目までについては、二十パーセント

- (F) 十四年目については、十八パーセント
- (G) 十五年目及びその後の各年については、
- (1) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率をパーセント引き下げたもの
- (2) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの
- (iii) (b)に定める条件が一の年において満たされ、その結果として(e)(ii)又は(iii)の規定に基づき農産品セーフガード措置がその翌年においてもとられている場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に当たつての3(c)に規定する関税率は、当該農産品セーフガード措置がとられている間、当該条件が満たされた年について適用される関税率とする。
- (e) (a)及び(b)に規定する農産品セーフガード措置については、次の期間維持することができる。
- (i) 合計輸入数量が(b)に定める発動水準を一月三十一日以前に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日が属する会計年度の終了までの期間
- (ii) (b)に定める条件が一月三十一日以前に満たされる場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日が属する会計年度の終了までの期間

- (ii) (b)に定める条件が二月中に満たされる場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から四十五日の期間
- (iii) (b)に定める条件が三月中に満たされる場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から三十日の期間
- (f) (i) この9の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、(b)に定める条件が満たされた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。
- (ii) この9の規定の適用上、日本国の税関当局は、この9の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次の期間におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量並びにアメリカ合衆国からの当該原産農産品及びCPTPPの締約国（原署名国に限る。）からのCPTPP原産品であって日本国の表の「実施区分」欄の「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に分類されるものの合計輸入数量を各公表期間の終了後五執務日以内に公表する。
- (A) 会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間

- (ii) 合計輸入数量が(b)に定める発動水準を二月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から四十五日の期間
- (iii) 合計輸入数量が(b)に定める発動水準を三月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から三十日の期間
- (f) (i) この9の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、原産農産品の合計輸入数量が(b)に定める発動水準を超えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。
- (ii) この9の規定の適用上、日本国の税関当局は、この9の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次の期間におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量を各公表期間の終了後五執務日以内に公表する。
- (A) 会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間

(B) 十年目から十四年目までについては、四半期の開始から各公表期間の終了までの期間

(iii) (略)

(g) (i) 日本国は、(b)の規定にかかわらず、十年目から十四年

目までの各年について、四半期において次の(A)及び(B)の条件が満たされる場合には、四半期のセーフガード措置として、3の規定に従い、アメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品に対する関税率を九十日の期間引き上げることができる。

(A) 四半期におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸入数量が、(b)(i)(D)に定める各年の発動水準の四分の一のものの百十七パーセントを超えること。

(B) アメリカ合衆国からの当該原産農産品及びCPTP Pの締約国（原署名国に限る。）からのCPTP P

産品であつて日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」

(B) 十年目から十四年目までについては、四半期の開始から各公表期間の終了までの期間

(iii) この9の規定の適用上、「公表期間」とは、次のそれぞれの期間をいう。

(A) 各月の初日から当該月の十日までの期間

(B) 各月の十一日から当該月の二十日までの期間

(C) 各月の二十一日から当該月の末日までの期間

(g) (i) 日本国は、(b)の規定にかかわらず、十年目から十四年

目までの各年について、四半期におけるアメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品の合計輸入数量が(ii)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、3の規定に従つて当該原産農産品に対する関税率を九十日の期間引き上げることができる。当該九十日の期間は、当該四半期における当該原産農産品の合計輸入数量が当該四半期のセーフガードの発動数量を超えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。この(g)に定める条件が満たされる場合には、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

又は「SGI**」を掲げる品目に分類されるものの同一の四半期における合計輸入数量が、(b)(ii)(G)に定める各年のCPTP発動水準の四分の一のものの百十七パーセントを超えること。

(ii) (i)に規定する九十日の期間は、(i)に定める条件が満たされた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。

(iii) (i)に定める条件が満たされる場合には、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(A) 十年目から十三年目までの間に当該条件が満たされる場合には、二十パーセント

(B) 十四年目に当該条件が満たされる場合には、十八パーセント

(iv) 日本国は、(b)の規定にかかわらず、十年目から十四年目までの各年について、(b)に定める条件が満たされ、同時に、(i)に定める条件が満たされる場合には、(ii)に定める九十日の期間の終了の日又は(e)に定める期間の終了の

(ii) この(g)の規定の適用上、「四半期のセーフガードの発動数量」とは、各年について、(b)(iv)に定める発動水準の四分の一のものの百十七パーセントをいう。

(iii) 日本国は、(b)の規定にかかわらず、十年目から十四年目までの各年について、アメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SGI*」又は「SGI**」を掲げる品目に該当する原産農産品の合計輸入数量が(b)(iv)に定め

日のいずれか遅い日まで、この 9 の規定に基づく農産品セーフガード措置を維持することができる。

(h) (略)

(i) (略)

各年における発動水準を超え、同時に、四半期における当該原産農産品の合計輸入数量が(ii)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、(i)に定める九十日の期間の終了の日又は(e)に定める期間の終了の日のいずれか遅い日まで、この 9 の規定に基づく農産品セーフガード措置を維持することができる。

(h) 日本国は、十四年目の後の連続する四会計年度の間この 9 の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、その後は、この 9 の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(i) 日本国は、アメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品の日本国への輸入を衛生上の懸念のために全面的又は実質的に三年を超える期間停止した場合には、その停止を全面的又は実質的に解除した後四年間は、アメリカ合衆国からの当該原産農産品に対してこの 9 の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。自然災害(例えば、厳しい干ばつ)によりアメリカ合衆国における生産力の回復が妨げられる場合には、日本国がアメリカ合衆国からの当該原産農産品に対してこの 9 の規定に基づく

(j) (略)

(k) (b)(i)(A)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、二十四万二千メートル・トンに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする)。

10 豚肉についての農産品セーフガード措置

(a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に該当する原産農産品(以下「SG2産品」という。)について、次の条件が満たされる場合にのみ、農産品セーフガード措置をとることができる。

(i)及び(ii) (略)

農産品セーフガード措置をとってはならない期間は、五年とする。

(j) 日本国は、日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」を掲げる品目に該当する原産農産品については、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

(k) (b)(i)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、二十四万二千メートル・トンに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする)。

10 豚肉についての農産品セーフガード措置

(a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に該当する原産農産品(以下「SG2産品」という。)について、次の条件が満たされる場合にのみ、農産品セーフガード措置をとることができる。

(i)及び(ii) (略)

(iii) 四年目及び五年目については、次のとおりとする。

(A) (略)

(B) 日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2産品及び当該価格で輸入されるCPTPPの締約国（原署名国に限る。）からのCPTPP原産品であつて日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(1)及び(2) (略)

(iv) (略)

(b)から(f)まで (略)

11から15まで (略)

第五款 (略)

(iii) 四年目及び五年目については、次のとおりとする。

(A) (略)

(B) 日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2産品及び当該価格で輸入される二十十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）の締約国（原署名国に限る。）からのCPTPPの規定に従つてCPTPPにおける原産品とされる産品（以下「CPTPP原産品」という。）であつて日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(1)及び(2) (略)

(iv) (略)

(b)から(f)まで (略)

11から15まで (略)

第五款 (略)

第C節

(略)

第C節

(略)